

川越市公共調達審議会  
答申書

平成28年3月25日

## はじめに

川越市公共調達審議会（平成25年6月27日条例公布）は、市民の福祉の増進及び地域経済の活性化に寄与する公共調達の推進を図る目的で、川越市長からの諮問事項を検討するため平成25年11月に発足した。本審議会への諮問事項は、次の3項目である。

- (1) 公共調達の基本理念に関すること
- (2) 入札・契約制度の在り方に関すること
- (3) 公契約条例（本市が当事者となる工事又は製造その他の請負の契約に係る条例をいう。）の在り方（条例化の必要性の検討を含む。）の基本事項に関すること

時期を同じくして、国会では、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）及び建設業法（昭和24年法律第100号）が一括改正され（平成26年6月4日公布）、この法改正において「将来にわたるインフラの品質確保及びその担い手の中長期的な育成・確保」の理念が掲げられた。これに伴い、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（以下「入契法適正化指針」という。）及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」の一部が改正された（平成26年9月30日閣議決定）。更に、公共工事の品質確保の促進に関する法律第22条の規定に基づき「発注関係事務の運用に関する指針」（平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議における申合せ、以下「品確法運用指針」という。）が定められ、その中で発注機関が取り組むべき具体例が示された。

本審議会の会議は、第1の課題である「公共調達の基本理念」

の議論から着手し、本市の取り組むべき方向性を明確にする作業から始めることとした。この議論は、上記の法改正等に先行して開始したが、国等からの情報収集を適宜行い、同法改正等の趣旨と齟齬が生じないように検討を進め、基本理念を完成させた。

第2の課題である「入札・契約制度の在り方」の検討を行うに当たっては、入契法適正化指針及び品確法運用指針に照らし川越市の建設工事の発注における制度運用実態の把握と検証を行うこととし、この際、必要に応じて両指針を業務委託及び物品購入（以下「業務委託等」という。）の発注の場合に読み替えて、業務委託等の実態把握にも努めた。更に、川越市が発注した業務に従事する労働者の賃金実態を把握するための調査を併せて実施した。これらの実態把握と検証並びに検討を終えた公共調達の基本理念を踏まえ、「入札・契約制度の在り方」についての検討を行い、その結果を両指針の主な取組みテーマごとにまとめた。

そして、第3の課題の「公契約条例制定の必要性及びその在り方」へと議論を進めた。

本書は、平成25年11月18日から15回にわたる会議を通じて、諮問事項3項目を議論・検討した結果を本審議会の答申としてまとめたものである。

## 諮問事項に対する答申

## 第1 公共調達の基本理念

本市は、物品、工事又は製造の請負に係る成果物、役務等を外部から調達して事業を運営している。これらの公共調達は、市民・事業者の福祉の増進及び地域経済の健全な発展に資することを目的として、次の基本理念のもとにおいて行う。

## 1 市民ニーズに応え、かつ、計画性のある公共調達

市民ニーズに応え、かつ、計画的な発注を行い、良質な社会インフラ及び市民サービスを提供する。

市は、様々な市民ニーズに応えるための計画や施策に基づいた事業を実施しており、事業を実施するに当たっては、様々な物やサービスを調達して行政を運営している。調達は具体的に行政を運営するための手段の一つであり、行政サービスを提供するための重要な要素であることに鑑み、調達手続の透明性や公正性を確保したうえで、適切な入札及び契約の方法を用いて、より質の高い公共調達に努める。

また、受注者の受注予測を可能にするため、年度内に発注する工事、業務委託等の調達に係る件名その他の概要、入札時期等を「発注見通し」としてあらかじめ公表し、計画的な発注に努め、良質な社会インフラの整備又は維持管理に資するものとする。

## 2 公正な競争と適正な手続の確保

調達目的物（役務の提供を含む。）の特性や規模を踏まえた入札及び契約の方法を選択するとともに、公正な競争を害する要

因の排除を強化する。また、受注者（受注しようとする者を含む。）に対する入札及び契約に関する情報提供を充実させることにより、公正な競争条件を確立するとともに、適正な手続の確保を図る。

入札は、調達目的物に係る契約の履行を的確に行うことのできる能力を有する受注者を確実に選定するための手続である。この手続を適正に行うため、市と受注者の双方が、次の取組みを行うことにより、公正な競争条件の確立と適正な手続の確保を図る。

- (1) 市は、発注案件の性質等に応じて適切な入札及び契約の方法を選択し発注することにより、受注能力のある者を的確に選定するよう努める。また、公平・公正な競争条件のもとで落札者を決定するために、不当な低価格で入札するダンピングを防止し、不正行為を行った者、社会保険の未加入など法令を遵守しない者、反社会的な勢力が関係する者など、公正な競争を害するこれらの者への対策を強化するものとする。更に、競争の結果、落札者とならなかった者等に対する情報の提供を充実させるものとする。
- (2) 受注者は、市が行う取組みの目的を共有し、法令その他入札・契約制度の諸ルールを遵守するとともに、誠実に競争へ参加するものとする。

### 3 信頼性の確保

情報の公表、手続の過程及び結果のチェック体制の強化、不正行為に対する措置の強化等を図ることにより透明性及び公正性を向上させ、もって市民・事業者の信頼の確保を図る。

入札及び契約の手続は、市民・事業者の信頼があって成り立つものであり、それをその過程及び結果において常に確保する

ため、市と受注者双方がこの認識を共有し、次の取組みを行うものとする。

- (1) 市は、入札参加資格、入札参加業者名・入札金額、落札業者名・落札金額、契約の相手方の業者名・契約金額等の情報を公表する。また、入札及び契約の手続の過程並びに結果について第三者から監視を受けるとともに、指摘を受けた場合には、その趣旨に沿った改善の措置等を速やかに講じるものとする。更に、公正な入札を害する行為その他の不正行為及び法令違反を行った者に対しては、入札参加資格を停止する措置を厳正に行うものとする。
- (2) 受注者は、市が行う取組みの目的を共有し、法令その他入札・契約制度の諸ルールを遵守するとともに、誠実に競争へ参加するものとする。

#### 4 社会的な継続性を確保

公共調達の担い手の中長期的な育成・確保に取り組むことにより、現在及び将来の公共財産等調達目的物の品質維持・向上を図り、もって持続可能な社会の構築に寄与する。

社会インフラ等の維持更新時代に対応した適正な公共調達を行い、現在及び将来の公共財産等の品質維持・向上を図るため、市と受注者の双方が協力して次の課題に取り組む、持続可能な社会の構築に寄与する。

- (1) 市は、発注に際し、市場価格を反映した適切な予定価格を定めるとともに、調達目的物の低品質化や労働環境の悪化をもたらすダンピング受注の防止を強化し、更に、受注予測を可能にする計画的な発注、履行期間の設定及び設計変更（変更契約の締結）について適切に対処するものとする。
- (2) 受注者は、適正な額の請負代金での下請契約の締結を徹底

するとともに、技術的能力の向上、担い手の育成・確保、担い手の労働環境の改善等に努めるものとする。

## 5 地域社会の発展への寄与

公共調達を通じて、地域を支える地元企業の発展を推進するほか、福祉への配慮、環境への配慮、労働者福祉の向上への配慮、災害時の対応等安全確保への協力その他本市における政策実現に貢献することにより、地域社会の発展に寄与する。

将来にわたり真の豊かさを追求し、地域社会の発展に寄与するため、市と受注者の双方が、次の取組みを行う。

- (1) 市は、調達目的物の規模、性質、受注者の能力等を考慮したうえで、地域経済の活性化等のために市内業者が優先的に入札に参加できるようにする地域優先発注を行うとともに、現状を踏まえ必要に応じて、受注者の地域社会への貢献（高齢者・障害者への配慮、環境への配慮、労働者福祉の向上への配慮、災害時の対応等安全確保への協力その他本市における政策実現への貢献）の度合いを考慮した、契約の相手方選定における優遇等について考慮するものとする。
- (2) 受注者は、市が行う取組みの目的を共有し、協力するよう努めるものとする。

## 第2 入札・契約制度の在り方

### 1 調査・設計段階における事業全体の工程計画の検討

現場の実態を反映した工程計画及びその進捗管理は、契約の適正な履行（品質の確保）を図るうえで重要であるため、引き続き適切な実施に努められたい。

### 2 予算、工程計画等を考慮した工事発注計画の作成

発注ロットを大型化することは、現場代理人や主任技術者の配置の円滑化に資する等により入札参加意欲が喚起され不調・不落対策として有効である。一方で、一つの発注を分離又は分割し、発注ロットを細分化することは、受注機会を拡大し地域経済の活性化に資するものである。これらの方法を工事の性格や受注実態等に応じて適切に選択して発注することが望まれる。

### 3 現場条件を踏まえた適切な設計図書の作成

設計図書に現場の諸条件を明示するとともに設計図書と積算内容との整合を図ることは、契約の適正な履行を図るうえで必要不可欠であるため、引き続き適切な実施に努められたい。

### 4 発注見通しの公表

発注見通しの公表内容のうち、特に工事の期間及び入札を行う時期に関する情報は、正確性に欠け、公表された内容と実際の内容のずれが生じる場合が多く見受けられる。このため受注者が計画的な人員配置等を行うに当たって参考にはならない実態がある。公表内容について、精度の向上に努めるよう期待する。



## 5 発注・施工時期等の平準化

債務負担行為等を積極的に活用し、発注・施工時期等の平準化を推進すべきである。

また、受注者が建設資材や労働者の確保等の準備をするため、契約締結後から工事着手までの間に余裕期間を設けることを認めるべきである。余裕期間を認めることにより工期末が当該年度を越える場合もあるため、予算の繰越手続についてあらかじめ関係部署等との連携を密にしておくことが望まれる。

更に、工期を設定するうえで考慮する不稼働日（工事ができない日）に現場労働者の週休2日を考慮することについては、現在及び将来の担い手の育成・確保を図るうえで重要な取組課題である。週休2日を考慮することにより、工期末が年度を越えることもあらかじめ想定の上、債務負担行為等を積極的に活用した予算の編成が望まれる。

## 6 発注体制の整備

品確法運用指針等が示す取組みを行うに当たっては、管理部門の職員を含め発注を担当する全ての技術職員が当該取組みの必要性・重要性についての共通認識を持つとともに、市全体における当該取組状況についての把握及び指導を行い、その進捗を管理することが必要である。

特に、発注・施工時期等の平準化に取り組むに当たっては、市全体の工事発注量及び工事の性格等を把握したうえで発注時期の調整を行うことが必要となる。このためには予算編成から施工に至るまで市全体の工事発注をコントロールすることが求められ、それを行うための組織・体制を充実させることが必要である。

また、発注の分離・分割、ロットの大型化、取抜け方法の運

用等においても、これらを発注担当課単位で決定するのではなく、発注案件全体の中での調整において最適な組合せを見極めることが重要であり、その調整を行うために当該組織・体制を活用することが望ましい。

個々の職員の育成・能力向上の方法の一つとして、業界との意見交換や民間業者との交流などは知識の修得の場として有益である。川越市の独自性のある取組みに期待する。

#### 7 工事成績データの共有化・相互活用等

発注者間における技術提案の適切な審査・評価、監督・検査、業務・工事成績評定等の要領、基準等を標準化・共有化し相互活用を推進することは、発注者及び受注者双方の事務の効率化につながるほか、データベース化が可能となることで受注者の適正な選定に資するものである。国及び県の調整に協力しながら、自らも情報収集を積極的に行い、近隣市の調整役となるべく努力することに期待する。

#### 8 発注者間の連携体制の構築

発注者間の連携体制を構築することは、発注関係事務を適切かつ効率的に運用するために必要であるほか、工事成績データの共有化・相互活用の仕組みを構築するうえでも重要である。

今後も、関東ブロック発注者協議会埼玉県分科会等において積極的な情報収集に努めるほか、埼玉県公共工事契約業務連絡協議会及び同川越支部の活動の機会を更に活用し、円滑な地域連携ができるよう日頃から支部会員等との情報交換を密に行うように努力されたい。

#### 9 調査・設計業務の性格等に応じた入札契約方式の選択

調査・設計業務の発注において総合評価方式を導入することについて、評価基準の策定、学識経験者への意見聴取の方法の確立等の課題はあるものの、価格競争及びプロポーザル方式以外の選択肢の一つとして、総合評価方式を今後実践されることを期待する。

#### 1 0 調査・設計業務における技術者能力の資格等による評価・活用

調査・設計業務における業務成績を後の競争参加資格に設定することについて、それを行う前提として業務成績を評価する必要があるが、評価基準の策定に相当の検討を要するものと考えられる。このような課題はあるものの、工事発注前の設計業務は工事の施工の基礎になるもので、この段階での成果物の品質が工事の品質にも影響を及ぼすものであるため、業務成績を評価し、それを後の競争参加資格に設定することについて、工事の成績評定と同様に仕組みを構築すべきである。

また、技術者の手持業務が一定量あるとき、当該技術者（又はその業者）の競争参加を制限することについて、上記と同様、成果物の品質確保を図るために、積極的に取り組むべきである。

#### 1 1 競争に参加する資格を有する者の名簿の作成に際しての競争参加資格の審査

業務委託等について、法定福利費を負担している業者とそうでない業者が同じ競争に参加することの不公平は工事の場合と同様である。社会保険未加入業者を業者登録から排除する措置を行う場合、発注に支障をきたす懸念もあるが、工事と同様の経過的措置を講じる等により社会保険への加入を促す期間を設け、当該期間経過後もなお未加入の者については、業務委託等

の業者登録から排除する措置を行うべきである。

#### 1 2 個別工事に際しての競争参加者の資格設定等

競争参加資格を設定する際、必要に応じて、地域維持事業（災害応急対策、除雪、修繕、パトロール等）を行うための事業協同組合を活用することは、緊急時の円滑な業務実施のために有効であると考えられる。これら組合の活用については地元建設業者の理解を得ることが前提となるが、これを活用することについて検討すべきである。

また、施工実績を競争参加資格に設定する場合、現在は、同種同規模工事の完了実績にとどまっているが、難工事（自然条件及び社会条件が厳しい工事）への対処の実績も競争参加資格を設定する際に考慮することについては、受注者にインセンティブを与え不調・不落対策としての効果を期待できることから、導入に向け検討されたい。

#### 1 3 ダンピング受注の防止、予定価格の事後公表

工事の予定価格を事前公表していることについて、これによる弊害を再認識するとともに、入札参加者への影響及び入札執行上の利点欠点を整理のうえ、入札執行後の公表に改める方向で検討されたい。これを検討するに際しては、情報管理体制の強化が必要である。

また、業務委託の入札の際にも入札金額内訳書の提出を要求すべきであり、提示された価格を査定する仕組みも必要と考えられる。

#### 1 4 工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定

総合評価方式により高度な技術提案を求める場合は、最も優

れた提案を採用できるよう、事業予算を上限として、提案に応じて予定価格を事後に作成することを今後研究することは有益であると思われる。

また、より優れた提案を得るため、改善の余地のある提案に対して改善の機会を与えることについては、助言できる職員の養成や落札決定までに更に時間を要する等の課題があるものの、発注実態に鑑み今後の検討課題とされたい。

#### 1 5 競争参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等

業務委託の発注において総合評価方式を実施する場合、評価項目の策定、学識経験者の意見聴取の方法の検討等の課題はあるものの、業務委託の発注においても総合評価方式を取り入れるべきである。この場合、全て一律に行うのではなく適格案件を選定して簡易な評価でも良いと考えられる。価格競争方式、プロポーザル方式及び総合評価方式を選択肢として、発注案件の性格に応じてより適切な方式を選択し、業務委託の発注事務に取り組みたい。

#### 1 6 総合評価方式の適切な活用

総合評価方式の課題である発注者、受注者双方の事務量の軽減について、自己採点方式を導入しその効果の見極めを行うほか、ICT技術の積極的な活用によって紙書類の軽減等に取り組むことを期待する。

#### 1 7 公正性・透明性の確保、不正行為の排除

総合評価方式を含む入札及び契約の手続について、落札者にならなかった者からの理由説明の要求その他の苦情を受け付ける窓口は、現在のところ、発注の担当部署がその一次的な窓口

となっているのみであることから、苦情が解消されない場合に再度の苦情を受け付ける方法について、苦情申し出の濫用を防止することを考慮しつつ今後の検討課題とされたい。

#### 1 8 入札及び契約の手続の I C T 化の推進及び書類・図面の簡素化、統一化

業務委託等の発注についても、埼玉県電子入札総合システムに付加された当該業務に関する機能を活用することにより、電子入札への移行を行うべきである。その際、全ての登録業種について一斉に電子入札に移行するのに課題がある場合には、可能な営業種目から順次移行する方法もある。特に物品等の登録業者で電子化に障害がある者に対しては、移行に際しフォローが必要である。

また、電子納品を可能にする取組みについても、導入業務を絞って、可能なものから導入する方法もあるので、柔軟な対応を期待する。

#### 1 9 契約方式の選択、競争参加者の設定方法の選択、落札者の選定方法の選択及び支払い方式の選択

品確法運用指針に示された、「契約方式」、「競争参加者の設定方法」、「落札者の選定方法」及び「支払い方式」について、川越市における発注案件に対して適切な方法を選択し、又は最適な組合せによって発注できるようにされたい。

特に、取組実績のない方式・方法については、あらかじめ研究や情報収集を積極的に行い、適格案件があったときは適切に選択できるように準備をしておくことを期待する。

#### 2 0 一般競争入札及び総合評価方式の活用に必要な条件整備

入札ボンドの活用については、契約の履行保証として選択肢はあるものの、活用が浸透している自治体は多くないことから、活用しやすい環境づくりが必要と考えるが、これは国及び県を含めた発注者全体の課題であると思われる。

## 2 1 適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定

最新の積算基準及び労務単価を適用した設計を行うほか見積りも活用したうえ実勢価格を反映した積算を行うことは、受注者の適正な利潤の確保を図り、もって公共調達の手続きの育成・確保に資する重要な取組みである。この趣旨に基づいた予定価格の設定に留意するほか、最低制限価格の設定も適切に行うことにより、受注者が適正な価格で契約できるよう、今後も確実かつ適切に取り組まれない。

## 2 2 不調・不落時等の見積りの活用

最新の積算基準により予定価格を設定したにもかかわらず、入札が不調・不落であった場合に、再入札の執行に際し、当該入札の参加予定者から見積りを徴取し予定価格に反映することについて、入札の競争性に配慮しつつ、実勢を反映した予定価格の設定に引き続き努力されたい。

また、再入札を行っても落札者がなく、改めて競争入札を実施することが困難な場合には、談合防止や競争性の確保等に留意のうえ、発注案件の規模や性質を考慮して、「不落随契」を選択肢の一つとすることも必要と考える。

## 2 3 施工条件の変化等に応じた適切な設計変更

施工条件の変化等に応じた設計変更を行うことは、「2 1 適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定」の趣旨

と同様、受注者の適正な利潤の確保を図り、もって公共調達の手掛の育成・確保に資する重要な取組みであるため、引き続き、確実かつ適切に取り組まれない。

#### 2.4 工事中における法令等の違反者の通知体制の整備

受注者の建設業法違反に対する建設業許可行政庁への通知について、国及び県の助言その他の情報収集により要領を策定し、連携に努めることを望む。

#### 2.5 施工現場における労働環境の改善

市と元請業者の契約上の禁止事項とすることを明記するなどの方法により、社会保険未加入業者を全ての下請契約から排除すべきである。

また、社会保険未加入業者を発見した場合には、所管行政庁等に通報する義務について契約上明記することも重要である。

更に、業務委託の受託業者から再委託について承認の申し出があった場合にも、再委託をしようとする業者が社会保険未加入であった場合には、当該業者への再委託を認めない措置について、影響を考慮しつつ、取り組むべきである。

労働環境の改善の重要な取組事項としての「週休2日を考慮した工期設定」については、発注者及び受注者双方の課題を解決しながら取り組む必要があるが、年度末までの期間が短い時期の発注においても「週休2日」を適切に考慮した工期設定が行われることが重要である。

また、「下請セーフティネット債務保証事業」及び「地域建設業経営強化融資制度」について、活用実績はないが選択肢の一つとして検討しておくことが望ましい。



## 2.6 受注者との情報共有や協議の迅速化等

設計者、施工者及び発注者による会議（三者会議）は、開催されてはいるものの、十分な効果が出ていないと思える部分もあるため、会議の運用方法の改善を図ることが望まれる。

また、受注者から施工に関する協議を受けたときには、迅速に対応し遅滞なく回答すること、回答に時間を要する場合には見通しを示す等により受注者の工程管理に配慮することが重要である。このことは、現場労働者の週休2日の実現に資する対応であると考えられるため、発注を担当する現場において徹底した対応がなされることを望む。

## 2.7 適切な技術（完了）検査・成績評定等の実施

完成後一定期間経過後における施工状況の確認及び評価の実施については、その手法、手続等について十分検討が必要であるが、国が検討を行っている状況のため、国からの助言その他の情報収集によって適切に対応されることを期待する。

業務委託の完了検査は、発注担当課が実施している現状があるが、発注担当課以外の部署により検査及び成績評定を行う仕組みを作るよう検討すべきである。

## 2.8 維持管理の技術的課題への対応

既存構造物の補修の際、当該構造物の建設時の施工者に補修設計の段階から関与してもらうことは正確に仕様を作成するうえで有効である。他自治体に実例もあるため、今後、この手法の導入に向け研究されることを望む。

## 2.9 地域における社会資本を支える企業の確保

総合評価方式の評価項目のうち、「災害時の工事実施体制の確

保」の評価については、災害協定締結の実態を評価するほかに、災害時の活動実績を更に評価する方法について検討するように望む。

### 3 0 若手や女性などの技術者の登用

現在及び将来の担い手の育成・確保、生産を支える技術・技能の伝承を図る観点から、豊富な実績を有していない若手技術者や女性技術者が実績を積む機会を得られやすくするため、若手技術者や女性技術者を積極的に登用する業者を入札において優遇する方策について検討すべきである。

また、この課題は、世代育成という観点からも若手や女性の登用を検討・研究する余地があると考えられるため、業務委託においても取り組むことが望ましい。

### 3 1 本市の政策実現への貢献

市の政策課題を総合評価の評価項目に設定する方法は、競争参加者にインセンティブを与え、政策課題への協力者を増やすことにより当該政策の実現を目指すという手法であり、今までにはない試みとして期待されているところもあるが、新たな政策課題を評価項目に設定するに当たっては、それを行うことによる問題点等を十分考慮し、競争性等に懸念が生じるおそれがあるときは、その対策も十分検討のうえ、取り組むこととされたい。

### 3 2 地域を支える地元企業の発展の推進

地域要件の設定に関して、市内に事業所はあるが、そこで働く従業員は市外在住者が多いという場合がある。市民を多く雇用し地域雇用に貢献している業者に対して優先発注を行うとい

う地域要件の設定ができれば、より地域の活性化に資する運用ができると思われる。

また、共同企業体の結成に関する条件について、大手ゼネコンと市内業者の組合せが条件となる場合が多く見られるが、市内業者の技術力も向上しているため、発注案件の性質に応じて、市内業者同士が結成する共同企業体も入札参加を可能とする工事案件を増やすよう努力されたい。

### 第3 公契約条例の在り方（条例化の必要性の検討を含む） の基本事項

本テーマについては、以下のとおりの議論がなされた。

公契約条例の制定が必要とする立場（学識経験者委員の一部、労働者委員）からは、主に次のような意見が述べられた。

- 現在の最低賃金額が生活保護の基準を下回っているため、働いても賃金が生活保護よりも低いところに問題がある。公共事業の労働者がワーキングプアにならないようにすることが必要である。
- 公契約において賃金の最低額の引上げを行い、これが民間に波及することを期待するものである。国が法律での対応をしないから自治体で一步進めるのが公契約条例である。
- 公契約条例を施行している先例自治体で、条例が目的とする効果が見えてこないのは、賃金の下限額が問題となるような実態がないからであるが、生活保護基準を下回らない基準を定めることに意義がある。

これは、賃金に関する条項を含む公契約条例の制定、あるいは、賃金に関する条項を含まず基本理念を定めることを目的とする公契約条例を制定することにより、基本理念及び制度の在り方の実践を担保すべきとする見解である。

一方、公契約条例を制定する必要はないとする立場（学識経験者委員の一部、事業者委員）からは、主に次のような意見が述べられた。

- 公契約条例の目指している賃金を含めた適正な労働条件の確保は、現行の法制度の適切な運用で十分効果が期待できる。  
また、川越市の公契約に従事する労働者の賃金が生活保護基準を下回る実態が見られるのならば大きな問題であるが、

その可能性が低いというのであるから、公契約のみを対象とした条例をあえて作る必然性がどこにあるのか。

- 自治体間で賃金基準に違いが生じる、あるいは、同じ自治体内でも発注金額によって賃金基準に違いが生じることは、経済の実態を歪め、地域経済に悪影響を及ぼすのではないか。したがって、賃金基準は国が法律によって定めるべき内容である。
- 先例自治体では、公契約条例のシステムを維持するためにかかる受注者の労力及び行政コストに比較して条例に掲げる効果が出ているのか疑問である。

これは、本審議会における基本理念及び制度の在り方に関する議論は入契法適正化指針及び品確法運用指針の考え方がベースになっており、それらの指針の中で川越市にとって特に重要な事項を確認したものであって、条例その他の定めがなければそれらを実践できないというものではないため、賃金に関する条項を含む公契約条例、賃金に関する条項を含まず基本理念を定めることを目的とする公契約条例ともに制定は不要であるとする見解である。

会議は、この両見解が平行線をたどったまま推移したが、どちらの見解も一定の合理性が認められると考える。このため、本審議会としては、公契約条例の在り方（条例制定の必要性の有無を含む。）について、公契約条例を制定する又は制定しないとのどちらか一方の見解に集約させることは困難であるとの結論に至った。

## 結語

以上のとおり、市長から諮問のあった3項目のうち、(1)公共調達の基本理念についてと、(2)入札・契約制度の在り方については、本審議会として合意が得られたので、そのまとめを答申した。

(3)公契約条例の在り方の基本事項（条例の必要性を含む。）については、条例を必要とする主張と制定すべきではないとする大きく二つの主張があった。

条例は議会の議決という重要な手続を経て制定されるものであり、その効果や影響は広範囲にわたることから、その立法事実<sup>※</sup>を明確に示す必要がある。今回の審議では、それぞれの立場からこれに関する主張があり、必要性、有効性、効率性、公平性、協働性、適法等の視点から検討されたが、期間内に本審議会として、「条例の必要性」に関する結論を得るには至らず、したがって「条例の在り方の基本事項」に関しても具体的な審議には至らなかったものである。その主張にはそれぞれ合理性が認められたことから、本審議会としては双方の理由を示して両論を併記する答申とした。

答申された公共調達の基本理念及び入札契約制度の在り方については、これを最大限尊重され、今後適切な公共調達事務の推進を図っていただきたい。

---

※立法事実とは、立法の必要性を示す根拠となる事実である。「法律（条例）を制定する場合の基礎を形成し、かつその合理性を支える一般的事実、すなわち社会的、経済的、政治的もしくは科学的事実」（芦部信喜、判例時報 932号 12頁）

## 【資料】

## ○審議会開催日程

	日 時	場 所
第1回	平成25年11月18日(月) 18:15	市本庁舎 第5委員会室
第2回	平成26年 2月 7日(金) 10:30	市本庁舎 第5委員会室
第3回	平成26年 4月22日(火) 18:00	市本庁舎 第5委員会室
第4回	平成26年 7月 4日(金) 18:00	市本庁舎 第1委員会室
第5回	平成26年 8月 4日(月) 15:00	北公民館 会議室
第6回	平成26年10月20日(月) 18:00	市本庁舎 第5委員会室
第7回	平成26年11月 7日(金) 18:00	市本庁舎 7AB会議室
第8回	平成27年 1月23日(金) 18:00	市本庁舎 第5委員会室
第9回	平成27年 2月 5日(木) 18:00	市本庁舎 第5委員会室
第10回	平成27年 4月22日(水) 13:30	美術館 アートホール
第11回	平成27年 5月18日(月) 13:30	北公民館 会議室
第12回	平成27年 7月27日(月) 18:00	北公民館 会議室
第13回	平成27年 8月31日(月) 15:00	市本庁舎 7AB会議室
第14回	平成27年10月26日(月) 13:30	市本庁舎 第5委員会室
第15回	平成28年 2月18日(木) 13:30	北公民館 会議室

## ○委員名簿

委員区分	氏名	所属等	役職
学識経験者	石川 久	淑徳大学コミュニティ政策学部 教授	会長
学識経験者	真下 英二	尚美学園大学総合政策学部 准教授	
学識経験者	武藤 博己	法政大学大学院公共政策研究科 教授	会長職務代理
事業者	石井 成人	川越商工会議所建設業部会 部会長	
事業者	中里 健寿	川越商工会議所建設業部会 評議員	
労働者	秋山 智和	川越地方労働組合連絡協議会 執行委員 埼玉土建一般労働組合川越支部 支部書記長	
労働者	船橋 延嘉	日本労働組合総連合会埼玉県連合会 自治労埼玉県本部 特別執行委員	

(委員区分別50音順)